

第588回: Fragile の証明・国家安全条例

日本の国会に相当する中国の第 13 期全国人民代表大会(全人代)第 3 回会議が、新型コロナウイルス騒動の関係で 2 カ月半も遅れてしまい、5 月 22 日ようやく北京の人民大会堂で開幕した。

李克強首相は政府活動報告で、新型コロナウイルスの感染拡大につき「未だ終息せず」との厳しい認識を示し、毎年公表していた GDP の成長率目標については、「経済発展が予測不可能の状況にある」として公表しなかった。

2012 年、政権の座についた習近平主席は、長期政権をにらみ、国策として「二つの百年」という二段構えの成長戦略を立ち上げ、最終的には新中国が成立 100 年を迎える 2049 年に富強・民主・文明・調和を具備した社会主義現代国家の建設を終え、中等先進国の仲間入りさせる気宇壮大な計画を立てている。

その大前提が中国共産党成立 100 周年に当たる 2021 年に「小康社会(ゆとりのある社会)」建設を達成し、2020 年、つまり今年の国内総生産(GDP)と都市・農村部住民の所得を 2010 年比で倍増することであった。

近年、中国の実質経済成長率(年次ベース、前年比)は、2015 年=7.0%、16 年=6.8%、17 年=6.9%、18 年=6.7%、19 年=6.1%と冴えない状況が続いているが、2020 年に 5.7%超の成長率を維持すれば戦略目標(の前段)は達成できるはずだった。満身創痍の中国でも成長率 5.7%なら軽く目標達成のはずだったのだが、新型コロナウイルスの直撃でご破算になってしまった。

こうなってしまった以上、恥を掻くためにウイルス拡散のリスクを背負って全人代を開くのは意味がないのではと思っていたら、狙いはウイルスではなく香港にあることが明らかとなった。

筆者は全人代について、便宜上「日本の国会に相当する」と云う表現を用いているが、ご注意頂きたいのは、全人代の出席者たちは中国人による直接選挙で選ばれているわけではなく、「中国共産党が指名するメンバーによって構成されている」ことだ。全人代出席者の多くが自らを「政治花瓶」と卑下するように、中共の指導方針を追認する場が全人代である。

その全人代が 5 月に開かれ、世界各国が新型コロナ対策で右往左往する中、新型コロナの発生源でありながら一足早く危機から脱出することに成功した中国が世界の混乱のどさくさに紛れて、高度の自治権が法律により保障されている香港特別自治区を、中華人民共和国の管理下に置くことを意味する「香港国家安全条例」の制定方針を採択した。採決は賛成 2878 票、反対 1 票、棄権 6 票だった。

香港の正式名称は、中華人民共和国香港特別行政区。そして 1997 年に英国から返還された香港の憲法に相当するのが、1990 年 4 月開催の第 7 期全人代(第 3 回会議)で成立した、「中華人民共和国香港特別行政区基本法(以下:香港基本法)」である。

この法律により香港は「一国二制度」による特別行政区として高度の自治権を有し、50 年間資本主義制度は維持されることが明文化されたが、政治活動の制限や、香港に「動乱による緊急事態」が発生した際には中央が必要な措置をとるという条項なども含まれている。

今回全人代で成立したのは、香港基本法への追加条項であって、同 23 条=「分裂や政権転覆の動きを

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

禁じる法律を香港政府自らが制定しなければならない」としている部分の法制化である。

実は中国政府は 2003 年にも国家安全条例の制定にチャレンジして失敗している。2002 年 9 月、当時の江沢民主席は「香港立法院が、香港に国家安全条例を制定する」と公表した。主語は「中共」ではなく「香港立法院」で、今回よりは余程マンだった。しかし立法院の審議に対し激しい反対デモが展開され、立法院は 2003 年断念に追い込まれた。奇しくも「謎の疫病 SARS」が広東省や香港で猖獗を極めた時だった。

そんなわけで国家安全条例は中共にとって長年の悲願である。中国は昨年逃亡犯条例改正に失敗し、その結果香港の区議会議員選挙でも民主派が 8 割の議席を占める事態となり、中国政府は大きな衝撃を受けた。今年の 9 月には更に重要な政治日程である香港の立法会議員選挙が控えている。デモ隊を率いる民主派勢力と警察部隊との衝突は 2019 年よりも激しいものになるだろう。これ以上民主派の拡大を許したら香港は北京のコントロールが利かなくなる・・と習政権が心配する気持ちは分からないでもない。

こんな背景があるからこそ、中国本土は危機感を強め、これ以上香港サイドには任せられないと判断し、自ら事態收拾に当たることを決め、理論武装、立法方針、人事政策等の各論に着手し始めた。

年初には香港出先の人事を公表し、香港マカオ弁公室の張曉明主任を副主任に降格、後任には浙江省書記などを務め、習近平主席に近い夏宝龍を任命した。同氏は浙江省時代に習氏の下で活躍、キリスト教の教会から(高さ 6 メートルを超える)十字架の撤去などを命じた notorious、もとい famous な人物だ。

中国政府は夏宝龍を香港の出先トップに据え、8 月にも「全人代の常務委員会」で条例を制定する予定だ。国家安全条例は治安維持法そのものだ。このままだと香港市民が辛うじて守ってきた自治や自由は風前の灯となり、「一国二制度」は実質的な終焉を迎え、香港の繁栄も遠からず消えてしまう可能性が高い。

香港に逃げてきた犯罪者を中国本土に引き渡せる「逃亡犯条例」は、昨年香港の若者たちによる抗議行動で撤回されたが、いま香港の立法会は、中国国歌「義勇軍行進曲」を侮辱する行為を禁じる国歌条例案を審議している。SNS で抗議活動が呼びかけられ、香港政府は数千人の警察官を配置するなど厳重な警備を敷いているが、条例案は本日(6 月 4 日)採決される予定だ。国歌の替え歌やパロディを禁止するつもりのようなのだが、文明国にとって最も大切なのはユーモアのセンスであることが中共には分からないらしい。

習政権は香港市民に愛国心を持たせたいと考えている。確かに国家安全条例が制定されれば、逃亡犯引き渡しや、国歌の替え歌などの問題は強行突破可能となるが、人の振り見て我が振り直せと云うとおり、世界から尊敬される品位ある国になれば、愛国心なんぞ自然に高まるものだ。今日は 6 月 4 日だ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2020 年(令和 2 年)6 月 4 日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱 UFJ 信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007 年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 121 号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。